

集中治療専門臨床工学技士制度規則

第1章 総則

（目的）

第1条 一般社団法人日本集中治療医学会（以下、本会）は、集中治療医学の進歩発展を促し、臨床工学技士の質を向上させ、もって国民の福祉に貢献することを目的として集中治療専門臨床工学技士制度を設ける。

（名称）

第2条 この制度は、日本集中治療医学会集中治療専門臨床工学技士制度（以下、集中治療専門臨床工学技士制度）と称する。

（定義）

第3条 本規則で集中治療専門臨床工学技士とは、本会の認定を受けて、日本集中治療医学会集中治療専門臨床工学技士の名称を用い、集中治療における臨床工学業務を行う者をいう。

第2章 集中治療専門臨床工学技士制度の運用

（委員会の設置）

第4条 本会は、集中治療専門臨床工学技士制度の適正かつ、円滑な運用を図るために、専門臨床工学技士制度委員会を設置する。

（委員会の構成）

第5条 専門臨床工学技士制度委員会は、本会の「委員会に関する細則」に則り構成する。

（委員会の業務）

第6条 専門臨床工学技士制度委員会は、集中治療専門臨床工学技士制度規則および施行細則の運用を管理し、運用にあたって生じた疑義を処理するとともに、集中治療専門臨床工学技士の認定およびその更新に関する業務を担当する。

第3章 集中治療専門臨床工学技士認定申請の資格

(認定資格)

第7条 集中治療専門臨床工学技士の認定を得ようとする者は、次の各号に定める資格をすべて具備していなければならない。

- (1) 細則に定める資格を有すること。
- (2) 細則に定める集中治療関連の実務経験を有すること。
- (3) 細則に定める学術業績を有すること。

第4章 集中治療専門臨床工学技士の審査および認定

(申請)

第8条 集中治療専門臨床工学技士の認定を得ようとする者は、細則に定める申請書類を専門臨床工学技士制度委員会に提出する。専門臨床工学技士制度委員会は、この申請書類の審査を行う。

(試験)

第9条 専門臨床工学技士制度委員会は、細則に定める全ての申請要件を満たすと認められる申請者を対象に試験を実施する。

(審査)

第10条 専門臨床工学技士制度委員会は、毎年1回、集中治療専門臨床工学技士申請者に対して申請書類の審査および試験結果に基づいて、適否を決定し、その結果を理事長に報告する。

(認定)

第11条 理事長は、専門臨床工学技士制度委員会が審査の結果、集中治療専門臨床工学技士として適格と認めた者を、理事会の議を経て認定し、認定証書を交付する。

第5章 集中治療専門臨床工学技士認定の更新

(更新手続)

第12条 集中治療専門臨床工学技士認定の有効期限は交付の日から5年とする。集中治療専門臨床工学技士の認定を継続しようとする者は、細則に定める集中治療専門臨床工学技士の更新手続を行わなければならない。

(更新審査)

第13条 専門臨床工学技士制度委員会は、毎年1回、集中治療専門臨床工学技士更新申請書類を審査し、その結果を理事長に報告する。

(更新認定)

第14条 理事長は、専門臨床工学技士制度委員会が更新審査の結果、集中治療専門臨床工学技士として適格と認めた者を、理事会の議を経て認定し、あらたに認定証書を交付する。

第6章 集中治療専門臨床工学技士の喪失および取り消し

(認定の喪失)

第15条 集中治療専門臨床工学技士は次の各号の理由により認定を喪失する。

- (1) 集中治療専門臨床工学技士が自ら辞退したとき。
- (2) 集中治療専門臨床工学技士の更新申請を行わなかったとき。
- (3) 集中治療専門臨床工学技士の更新申請が認められなかったとき。

(認定の取り消し)

第16条 集中治療専門臨床工学技士として不適格と認められる事案が発生した場合、本人に弁明の機会を与えた上で、理事長は専門臨床工学技士制度委員会、理事会の議を経て、認定を取り消すことができる。

第7章 補則

(細則)

第17条 この規則を施行するため、別に細則を定める。

(改定)

第18条 この規則は専門臨床工学技士制度委員会および理事会の議を経て変更することができる。

(附則)

この規則は、2022年2月14日から施行する。

この改定は、2023年12月15日から施行する。